

伊勢市公報

第449号
令和6年7月22日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	5
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	13
○ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	15
○ 伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	18
規 則	
○ 伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則	20
○ 伊勢市期間限定店舗設置事業業務受託者選定委員会規則	23
○ 伊勢市宿泊税検討委員会規則	25
○ 伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会規則	27
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	29
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	31
○ 道路の供用開始について	32
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	33
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	34
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	35
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	36
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	37
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	38
○ 令和6年度補正予算の要領について	39
○ 令和6年度補正予算の要領について	42
○ 道路の区域変更について	47
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	48
○ 字の区域の変更について	49
選挙管理委員会告示	
○ 令和3年10月31日執行伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の訂正について	50
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	52
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	53
○ 公示送達	54
○ 定期の予防接種の実施について	55
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	64

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 32 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部伊勢市観光振興基本計画推進委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市宿泊 税検討委員 会	宿泊税の導入に 関する事項につ いての調査審議 に関すること。	10 人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 観光又 は商工の関 係団体の代 表者 (3) その他 市長が必要 と認める者	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
伊勢市都市 再生整備計 画事業評価 委員会	都市再生整備計 画事業の事後評 価及び今後のま ちづくりに関す る事項について の調査審議に関 すること。	5 人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 前号に 掲げる者の ほか、知識 経験を有す る者 (3) その他 市長が必要	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで

			と認める者	
--	--	--	-------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第33号

伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき」を「市長の附属機関として」に改める。

第2条を次のように改める。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針及び施設整備計画に関する事項を調査審議すること。

第3条第2項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「子ども・子育て支援」を「こども施策」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「子ども・子育て支援」を「こども基本法第2条第2項に規定するこども施策（次号において「こども施策」という。）」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 保健医療の関係者
- (5) 教育の関係者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第34号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第10条の2中第18項を第20項とし、第17項を第19項とし、第16項を第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第15項を第16項とし、第10項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第35号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「前3項」に、「附則第11項」を「前項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

- 5 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第36号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第37号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年伊勢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「職員の員数」の次に「(伊勢市地域包括ケア推進協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及びおおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項各号」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、伊勢市地域包括ケア推進協議会が地域包括支援センターの効率的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市地域包括ケア推進協議会条例の一部改正)

2 伊勢市地域包括ケア推進協議会条例（平成28年伊勢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「第4条第2項」を「第4条各項」に改める。

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 38 号

伊勢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 122 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中第 12 号を削り、第 13 号を第 12 号とし、第 14 号から第
21 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第40号

伊勢市消防団員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員服制規則（平成17年伊勢市規則第168号）の一部を次のように改正する。

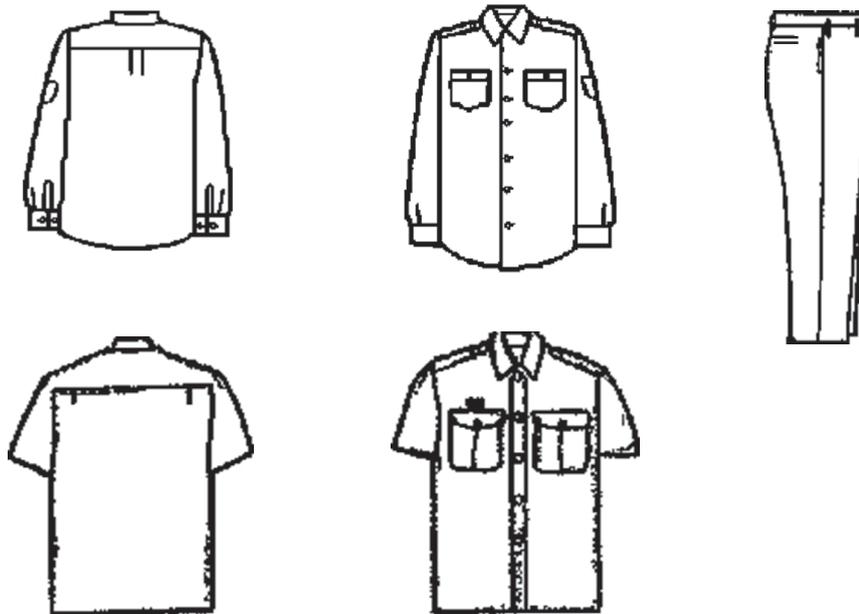
別表1の表帽の部の次に次のように加える。

夏帽	色	濃紺
	き章	帽と同様とする。ただし、台地は、濃紺とする。
	製式	<p>円形とし、濃紺又はその類似色の前ひさし及びあごひもを付ける。</p> <p>あごひもの両端は、帽の両側において消防団き章を付けた金色ボタン各1個で留める。</p> <p>天井の両側にはと目を付け、通風口とする。</p> <p>腰は、藤づる編みとし、すべり革には、所要の通風口を付ける。</p> <p>天井の内側には、汚損よけを付ける。</p> <p>形状及び寸法は、帽と同様とする。</p>
	周章	<p>帽の腰回りには、幅30ミリメートルの濃紺又はその類似色のななこ織を付ける。</p> <p>副分団長以上の場合には、平しま織金線を付ける。</p> <p>形状及び寸法は、帽と同様とする。</p>

別表1の表盛夏ズボンの部色の項中「盛夏上衣」を「夏帽」に改め、同部製式の項中「付け、右側後方のポケットには蓋を」を削り、同表盛夏衣の図を次のように改める。

盛夏衣

上衣後面
上衣前面
ズボン



別表 2 の表盛夏上衣の部を次のように改める。

盛夏上衣	色	男子消防団員の色と同様とする。
	製式	男子消防団員の製式と同様とする。

別表 2 の表リボンの項及び盛夏上衣の図を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 7 月 21 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊勢市消防団員服制規則の規定による盛夏ズボン及び盛夏上衣については、当分の間、これを使用することができる。

伊勢市期間限定店舗設置事業業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和6年7月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第41号

伊勢市期間限定店舗設置事業業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市期間限定店舗設置事業業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市期間限定店舗設置事業業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市宿泊税検討委員会規則をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市宿泊税検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会規則をここに公布する。

令和6年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第43号

伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市都市再生整備計画事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成17年伊勢市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「をいう」の次に「。次項及び第8条の2第1項において同じ」を加える。

第13条第2項中「5日」の次に「(伊勢市の休日を定める条例（平成17年伊勢市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）の日数は、算入しない。）」を加える。

第24条第1項中「、市長が契約書又は請書の提出時期を別に指定した場合のほか」を削り、「5日」の次に「(市の休日の日数は、算入しない。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に指示したときは、この限りでない。

第27条第4項中「提出しなければならない」を「提出させなければならない」に改め、同条第5項中「提供させるとき」を「提供させるときは」に、「提出しなければならない」を「提出させなければならない」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 契約者は、前項の規定による保証証書の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証委託契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 139 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 6 年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 6 年 7 月 9 日（火）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 4 号 令和 5 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を求
めることについて

伊勢市告示第 140 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
神菌 11-1 号線	円座町字一ノ切 122 番地先から 神菌町字切間 1607 番地内まで	令和 6 年 7 月 18 日
神菌 28-15 号線	神菌町字切間 1616 番地先から 神菌町字切間 1607 番地先まで	令和 6 年 7 月 18 日

伊勢市告示第 141 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町中組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	山 口 和 彦
	伊勢市上地町 1706 番地
変更後	中 川 茂 紀
	伊勢市上地町 1713 番地 2

伊勢市告示第 142 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、常磐西世古町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	川 端 道 夫
	伊勢市常磐町 21 番地 1
変更後	今 村 禎
	伊勢市常磐町 126 番地 6

伊勢市告示第 143 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西口町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 杉 谷 誠

伊勢市浦口 4 丁目 3 番 13 号

変更後 村 田 幸 男

伊勢市浦口 4 丁目 7 番 20 号

伊勢市告示第 144 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
下長屋区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 6 年 7 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 孝 司
	伊勢市御薊町長屋 1613 番地 1
変更後	北 川 昌 男
	伊勢市御薊町長屋 1618 番地

伊勢市告示第 145 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託し
たので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社 ジャパンスポーツ運営
津市西古河町 4 番 12 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊勢市やすらぎ公園プールの使用料
- 3 指定をした日
令和 6 年 6 月 3 日
- 4 委託をした日
令和 6 年 6 月 3 日
- 5 委託期間
令和 6 年 7 月 6 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 146 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 7 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者の名称及び事務所の所在地
株式会社 スポーツ・インフォメーション
四日市市日永 1 丁目 3 番 12 号
- 2 委託した公金事務に係る歳入
御菌 B & G 海洋センタープールの使用料
- 3 指定をした日
令和 6 年 5 月 27 日
- 4 委託をした日
令和 6 年 5 月 27 日
- 5 委託期間
令和 6 年 7 月 6 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 147 号

令和 6 年 6 月 24 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替事業	自 令和6年度 至 令和13年度	5,702,400

伊勢市告示 148 号

令和 6 年 7 月 3 日開議の市議会定例会で議決を経た令和 6 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和 6 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和6年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、315,538千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、56,594,424千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 分担金及び負担金		645,140	2,100	647,240
	1 負担金	645,140	2,100	647,240
17 国庫支出金		9,811,526	22,920	9,834,446
	2 国庫補助金	3,454,403	22,920	3,477,323
18 県支出金		4,134,984	15,800	4,150,784
	2 県補助金	1,339,756	15,800	1,355,556
22 繰越金		50,000	96,503	146,503
	1 繰越金	50,000	96,503	146,503
23 諸収入		739,882	104,515	844,397
	5 雑入	657,827	104,515	762,342
24 市債		3,166,900	73,700	3,240,600
	1 市債	3,166,900	73,700	3,240,600
歳入合計		56,278,886	315,538	56,594,424

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,748,248	11,000	4,759,248
	1 総務管理費	3,760,763	11,000	3,771,763
3 民生費		23,320,376	23,788	23,344,164
	3 児童福祉費	7,933,429	22,054	7,955,483
	4 生活保護費	2,174,328	1,734	2,176,062
4 衛生費		5,111,266	159,622	5,270,888
	1 保健衛生費	2,913,380	159,622	3,073,002
6 農林水産業費		1,149,533	3,000	1,152,533
	1 農業費	785,583	3,000	788,583
8 観光費		508,416	5,696	514,112
	1 観光費	508,416	5,696	514,112
9 土木費		8,052,996	21,600	8,074,596
	6 住宅費	376,277	21,600	397,877
10 消防費		2,379,598	2,620	2,382,218
	1 消防費	2,379,598	2,620	2,382,218
11 教育費		4,549,593	88,212	4,637,805
	2 小学校費	583,581	25,422	609,003
	5 社会教育費	725,862	62,790	788,652
歳 出 合 計		56,278,886	315,538	56,594,424

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
住宅・建築物耐震改修等促進事業	自 令和6年度 至 令和7年度	19,000

第 3 表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
学校教育施設整備事業債	137,600	156,300
一般単独事業債	133,100	149,200
地域活性化事業債	28,700	67,600

伊勢市告示第 149 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 6 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣明野 50 号線	小俣町明野 685 番 5 地先 から 小俣町明野 685 番 6 地先 まで	旧	6.0	9.8
			新	6.0~10.0	9.8

伊勢市告示第 150 号

令和 6 年 3 月 27 日伊勢市告示第 39 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更し、令和 6 年 7 月 17 日から適用します。

令和 6 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

告示本文中「東急株式会社」を「東急株式会社及び株式会社ギフティ」
に改める。

伊勢市告示第 151 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、本市の字の区域を変更したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示します。

令和 6 年 7 月 11 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市宇治今在家町字深土に編入する区域
伊勢市宇治今在家町字朝日谷 412 の 1 から 412 の 8 まで
- 2 伊勢市宇治今在家町字磯部谷に編入する区域
伊勢市宇治今在家町字高麗広 499 の 7

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条の規定により提出のあった令和3年10月31日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者野崎隆太の出納責任者野崎智代から訂正の報告があったので、令和3年伊勢市選挙管理委員会告示第68号（令和3年10月31日執行の伊勢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の公表について）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年7月4日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

次の表により、訂正前欄における要旨の下線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改め、訂正後欄に掲げる標記部分に破線で囲んだ要旨をこれに加える。

訂正後

No.19

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和3年10月31日執行 伊勢市議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 4,393,700円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	野崎 隆太	所属党派	自由民主党	期間	9月20日から 第1回分
出納責任者氏名	野崎 隆太			期間	11月12日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
自由民主党三重県第四選挙区支部 鈴木英敏	政党支部	100,000 円	人 件 費	
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	
			通 信 費	
			交 通 費	
			印 刷 費	336,790
			広 告 費	11,803
			文 具 費	
			食 糧 費	
			休 泊 費	
			雑 費	
寄附 計1件		100,000		
その他の収入		250,000		
今 回 計		350,000	今 回 計	348,593
前 回 計			前 回 計	
総 計		350,000	総 計	348,593
支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額	
		ビラの作成	円	
		ポスターの作成	244,800	
		計	244,800	
報告書受理年月日	令和3年11月12日		第1回報告分	

訂正前

No.19

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1. 選挙の種類 令和3年10月31日執行 伊勢市議会議員選挙
2. 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 4,393,700円
3. 報告書の要旨

候補者氏名	野崎 隆太	所属党派	自由民主党	期間	9月20日から 第1回分
出納責任者氏名	野崎 隆太			期間	11月12日まで

収 入			支 出	
主たる寄附				
氏名又は団体名	職 業	寄 附 額	費 目	金 額
		円	人 件 費	
			家 屋 費 (選挙事務所費) (集会会場費)	
			通 信 費	
			交 通 費	
			印 刷 費	336,790
			広 告 費	11,803
			文 具 費	
			食 糧 費	
			休 泊 費	
			雑 費	
その他の収入		350,000		
今 回 計		350,000	今 回 計	348,593
前 回 計			前 回 計	
総 計		350,000	総 計	348,593
支出のうち公費負担相当額		項 目	金 額	
		ビラの作成	円	
		ポスターの作成	244,800	
		計	244,800	
報告書受理年月日	令和3年11月12日		第1回報告分	

伊勢市農業委員会告示第8号

伊勢市農業委員会第223回総会を次のとおり招集します。

令和6年7月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年7月16日（火）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市公告第 51 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 52 号

公 示 送 達

下記の者の差押書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 7 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 53 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 7 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 A 類予防接種の種類及び対象者の範囲

疾病	予防接種の対象者
ジフテリア	(1) 生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者 (2) 11 歳以上 13 歳未満の者
百日せき	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
急性灰白髄炎	生後 2 月から生後 90 月に至るまでの間にある者
麻しん	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
風しん	(1) 生後 12 月から生後 24 月に至るまでの間にある者 (2) 5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期

		に達する日の前日までの間にあるもの
日本脳炎		(1) 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (2) 9歳以上13歳未満の者
破傷風		(1) 生後2月から生後90月に至るまでの間にある者 (2) 11歳以上13歳未満の者
結核		1歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症		生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症 (小児がかかるものに限る。)		生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症		12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
水痘		生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
B型肝炎		1歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症	ロタリックス	生後6週に至った日の翌日から、生後24週に至る日の翌日までの間にある者
	ロタテック	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間にある者

2 B類予防接種の種類及び対象者の範囲

種類	対象者
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常

生活活動が極度に制限される程度の障害又は
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日
常生活がほとんど不可能な程度の障害を有す
る者

3 予防接種を行う期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 予防接種を行う場所

予防接種を行う場所は、次のとおりです。

(1) A類予防接種を行う医療機関

医療機関名	住所
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
MG糖尿病・内分泌・甲状腺クリ ニック	伊勢市勢田町 431 番地
おざき内科クリニック	伊勢市御菌町高向 686 番地 27
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
神田小児科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 12 号
さかたく小児科	伊勢市小木町 512 番地 1
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町 3038 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地

徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
永井こどもクリニック	伊勢市八日市場町 5 番 20 号
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
花田小児科医院	伊勢市中島 2 丁目 6 番 13 号
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
ふじさとこどもクリニック	伊勢市藤里町 671 番地 17
二見浦内科・アレルギー科・皮膚科・小児科	伊勢市二見町茶屋 147 番地
まつだこどもクリニック	伊勢市桜木町 85 番地 180
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 18 号

(2) B類予防接種（肺炎球菌感染症）を行う医療機関

医療機関名	住所
あけの脳神経内科クリニック	伊勢市小俣町明野 1102 番地 6
荒木内科循環器科	伊勢市西豊浜町 5444 番地
石橋外科内科	伊勢市河崎 2 丁目 17 番 11 号

いせ在宅医療クリニック	伊勢市御菌町高向 927 番地
伊勢志摩レディースクリニック	伊勢市黒瀬町 671 番地 20
伊勢田中病院	伊勢市大世古 4 丁目 6 番 47 号
いせはまごうくらた内科	伊勢市黒瀬町 690 番地 2
伊勢ひかり病院	伊勢市御菌町高向 810 番地 1
伊勢民主診療所	伊勢市浦口 4 丁目 2 番 13 号
いせ山川クリニック	伊勢市小木町 557 番地
伊勢リウマチハンドクリニック	伊勢市勢田町 569 番地 2
いど胃腸科クリニック	伊勢市一志町 6 番 7 号
岩田医院	伊勢市二俣 1 丁目 4 番 16 号
海野内科	伊勢市浦口 2 丁目 2 番 13 号
MG 糖尿病・内分泌・甲状腺クリニック	伊勢市勢田町 431 番地
おおやまだクリニック	伊勢市神久 2 丁目 1 番 15 号
おざき内科クリニック	伊勢市御菌町高向 686 番 27 号
越智医院	伊勢市小俣町明野 726 番地 1
小野循環器科・内科	伊勢市御菌町長屋 2181 番地
かとうクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 36 号
角前胃腸科医院	伊勢市藤里町 698 番地 15
亀谷内科胃腸科	伊勢市岩淵 1 丁目 13 番 3 号
神田小児科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 12 号
木村クリニック	伊勢市船江 1 丁目 2 番 38 号
久保内科診療所	伊勢市一之木 3 丁目 5 番 13 号
倉田医院	伊勢市常磐 2 丁目 6 番 20 号
外宮の杜クリニック	伊勢市岡本 3 丁目 14 番 17 号

小林胃腸科内科	伊勢市馬瀬町 1007 番地
清水内科	伊勢市神田久志本町 1648 番地
鈴木小児科クリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 8 番 38 号
高見内科	伊勢市岡本 1 丁目 4 番 28 号
宅間内科	伊勢市船江 3 丁目 6 番 18 号
玉石産婦人科	伊勢市御菌町長屋 2049 番地
堤内科クリニック	伊勢市西豊浜町 87 番地
でぐち内科クリニック	伊勢市二見町荘 2141 番地
寺田クリニック	伊勢市小木町 260 番地 1
寺田外科医院	伊勢市一志町 3 番 13 号
寺村内科クリニック	伊勢市中之町 72 番地 1
徳田ファミリークリニック	伊勢市倭町 132 番地
なかむらクリニック	伊勢市一之木 4 丁目 1 番 41 号
ながや内科クリニック	伊勢市船江 3 丁目 3 番 9 号
西井耳鼻咽喉科	伊勢市一志町 7 番 1 号
西山医院	伊勢市宇治浦田 2 丁目 4 番 74 号
西山クリニック	伊勢市一之木 2 丁目 11 番 18 号
ハートクリニック福井	伊勢市御菌町長屋 1997 番地 1
橋上内科皮フ泌尿器科医院	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 3 号
畠中医院	伊勢市大湊町 862 番地
はまぐち内科クリニック	伊勢市上地町 4210 番地 3
東谷医院	伊勢市神久 5 丁目 7 番 56 号
東山胃腸科内科	伊勢市小俣町元町 1159 番地 2
藤井整形外科クリニック	伊勢市楠部町乙 139 番地 2
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号

二見浦内科・アレルギー科・皮膚科・小児科	伊勢市二見町茶屋 147 番地
堀胃腸科医院	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 1 号
ほりぐち内科ハートクリニック	伊勢市小俣町元町 496 番地
松葉内科	伊勢市本町 5 番 13 号
まつもとクリニック	伊勢市黒瀬町 1215 番地
宮村医院	伊勢市河崎 1 丁目 4 番 30 号
村松有滝診療所	伊勢市村松町 3294 番地 15
森本内科・循環器科	伊勢市河崎 1 丁目 12 番 2 号
やまぐちレディースクリニック	伊勢市小俣町本町 3321 番地
山崎外科内科	伊勢市楠部町乙 77 番地
やまなかこどもクリニック	伊勢市小俣町相合 480 番地
やまむら内科内視鏡クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 2 番 44 号
山本医院	伊勢市二見町溝口 401 番地 1
山本内科クリニック	伊勢市津村町 792 番地 1
由井医院	伊勢市岩淵 2 丁目 7 番 12 号
和気ペインクリニック	伊勢市岩淵 2 丁目 2 番 18 号

6 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者は、次に掲げる者とします。

ア 明らかな発熱を呈している者

イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

エ 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

オ 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

カ B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの

キ ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者

ク 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病に係る予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者

ケ アからクに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

(2) 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者は、次に掲げる者とします。

ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者

イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

ウ 過去にけいれんの既往のある者

エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている
製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

キ 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触があ
る者その他の結核感染の疑いのある者

ク ロタウイルス感染症の予防接種にあつては、活動性胃腸疾患や下
痢等の胃腸障害のある者

(3) 接種後の注意事項

ア 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避け
るよう注意すること。

イ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速や
かに医師の診察を受けること。

ウ 被接種者又は保護者は、イの場合において、被接種者が医師の診
察を受けたときは、速やかに伊勢市健康福祉部健康課に連絡するこ
と。

伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2第1項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和6年7月3日

伊勢市消防長 堀江 武

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第72回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。